

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年12月20日（平成28年（行情）諮問第729号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第193号）

事件名：座席表（平成27年度経済産業省実員調査）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

座席表（平成27年度経済産業省実員調査）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月21日付け20160825公開経第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね次のとおりである（意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）審査請求書

処分庁は原処分において、本件不開示情報が法5条4号及び6号柱書きに該当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法があると思料する。さらに、座席表に記載された氏名は法5条1号イないしハに該当しないとするが、少なくとも幹部職員の氏名は経済産業省ホームページや国立印刷局発行の職員録に掲載されているものであるため、原処分は失当に帰する。現に、審査請求人が全府省に対して行った同旨の情報公開請求においても、現在のところほとんどの府省において、常勤職員の氏名については開示するとの決定がなされているところである。

なお、詳細な意見は情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書において追って述べる。

（2）意見書

ア 法5条2号イ該当性について

審査請求人としては、原処分のうち法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分についても開示を求めるものである（審査請求書の「第二 審査請求の理由」中、「本件不開示情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条4号及び6号イに該当するとするが」とあるのは、「本件不開示情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条2号イ、4号及び6号イに該当するとするが」に訂正する。）。この点については、理由説明書において処分理由が述べられていないところであるが、本号該当性についても御審査会において十分に調査審議されることを希望する。

イ 法5条1号該当性について

諮問庁は、職員の氏名、職員の役職等が法5条1号の個人に関する情報に該当すると主張する。たしかに、非常勤職員の氏名についてはこれに該当し、さらに同号イにも該当しないとの主張は一応成り立つ（後述のとおり公開している例があるため、この点の当否についても審議されたい。）が、その余については同号イに該当する上、氏名を含めた座席表の記載事項については「職及び当該職務遂行の内容に係る部分」として同号ハにも該当すると思料する。

また、座席情報のうち、どの官職を占める者がどのように配席されているかについては、そもそも法5条1号には該当しないと解する。

ウ 法5条4号及び6号該当性について

諮問庁は、原処分及び理由説明書（下記第3）において、本件不開示情報を開示すると、それぞれ「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められ」、「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ」るなどとして、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するとしている。

しかしながら、係る説明は首肯できない。まず、本件対象文書が、諮問庁の一部局における職員の配置を、諮問庁における業務の便を図るために模式的に記載したものであると考えられることからすれば、本件対象文書を開示したとしても、職員の相対的な位置関係が判明するにすぎず、絶対的な座標情報については何ら開示されるものではない。そもそも、中央省庁は、その出入口において入庁者の身分確認を実施するなど、諮問庁も主張するとおりの厳格な保安管理がなされているのであって、本件不開示情報を犯罪に利用しようとしても、権限のない者はそもそも入庁ができないのである。反対に、入庁を遂げた者にとっては、内部の案内表示に従うなどすれば本件不開示情報以上に具体的かつ正確な部局・職員の配置状況を把握し得るところである。したがって、本件情報を開示することによって犯罪の予防に支障が生じるとは認めがたい。以上から、本件不

開示情報が法5条4条に該当するという諮問庁の主張は失当である。事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを理由とし、本件不開示情報が同条6号に当たるとする部分についても、同様の理由から失当に帰する（PHS番号に関する部分については諮問庁の主張にも理があると考えられるが、他方で後述のとおり同様の情報が支障なく公開されている例があることを付言する。）。

また、後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。このことは、同種の情報の公表が問題なく現在まで継続していることから明らかである。

エ 他府省における公開の現状について

審査請求人は、全府省に対して同旨の請求を行っているところであるが、多くの府省において、内線番号を除く全ての部分を開示するとの決定を得ているところである。また、書籍によって公開している府省も2省存在し、文部科学省は特定協議会編「文部科学省ひとりあるき」、厚生労働省は特定法人A「ガイドブック『厚生労働省』平成28年9月版」等によってそれぞれ本件不開示情報に相当する情報を公開している。さらに、特定法人Bは、その発行する「地下鉄短信」において、総務省自治財政局及び国土交通省鉄道局の配席図を掲載し、全文をインターネットに公開している。これらには非常勤職員の氏名はおろか直通電話番号を含めた配席図がそのまま掲載されているが、これらによって前記4省の事務に支障が及んだとは到底認められない。これを敷衍すれば、本件不開示情報についても、その開示に際してなんら支障のあるところではなく、かつ、法5条各号に該当するとも認められない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成28年8月12日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「2015年時点で作成された経済産業省の配席図（官職ないし職員ごとの配席、ダイヤルイン・内線番号等が記載された図表）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月25日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を、法9条1項の規定に基づき、平成28年9月21日付け20160825公開経第1号をもって、下記2のとおり、法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する決定（原処分）を行った。
- (3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法

(平成26年法律第68号)4条1号の規定に基づき、平成28年10月6日付けで、諮問庁に対して、原処分で不開示とした部分について、その開示を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。もっとも、本件審査請求は、原処分において法5条2号イに該当するとして不開示とした部分についても、その取消しを求める趣旨であるのかどうか明らかではない。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の決定を行った(なお、行政文書開示決定通知書中、「法5条6号イ」となっている箇所を全て「法5条6号柱書き」と、「内線PHS番号及び公表されていない電話番号・FAX番号は、公にすることにより、特定の職員や特定の課室を標的とした嫌がらせの電話やFAX送信」となっている箇所を「内線PHS番号は、公にすることにより、特定の職員を標的とした嫌がらせの電話」と訂正する。)

原処分において、不開示とした部分のうち本件審査請求の対象となっている部分(以下、第3において「本件不開示部分」という。)とその理由は、次のとおりである。

- (1) 職員の座席に関する情報(職員が座っている座席図、座席図に記載された氏名、座席図に記載された役職、電話番号・FAX番号の一部、課室名及び班名等の一部に関する情報のことをいう。以下同じ。)は、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当し同号ただし書イないしハに該当しないため、不開示とした。
- (2) また、職員の座席に関する情報は、機微な案件を扱う又は過去に扱っていた職員がどこに座っているかを特定できる内部管理情報であり、公にすることにより、これら職員を狙ったテロ等の犯罪を誘発し得る等、当該庁舎における防犯管理に支障を来し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号に該当するため不開示とした。
- (3) さらに、職員の座席に関する情報は、職員がどこに座っているかを特定できる内部管理情報であり、公にすることにより、特定の職員を標的とした嫌がらせや攻撃等が行われるおそれがあると認められ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに

該当するため不開示とした。

- (4) 内線 P H S 番号は、公にすることにより、特定の職員を標的とした嫌がらせの電話がされるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
- (5) 非常勤職員の氏名は、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当し同号ただし書イないしハに該当しないため、不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件不開示部分について、法 5 条 4 号及び 6 号柱書きに該当する理由はなく、また、少なくとも幹部職員の氏名は経済産業省ホームページや国立印刷局発行の職員録に掲載されているものであるため、同条 1 号ただし書イないしハに該当しないとする原処分は失当に帰する旨主張しているため、本件不開示部分が同条 4 号及び 6 号柱書きに該当するか、また、同条 1 号ただし書イないしハに該当しないか否かについて、以下、具体的に検討する。

(1) 法 5 条 1 号ただし書イないしハ該当性について

座席表には、職員の氏名、職員の役職、職員の座っている場所、電話番号・FAX 番号、課室名及び班名等が記載されているが、これらの情報は特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号の個人に関する情報に該当する。

審査請求人が指摘するとおり、非常勤職員を除く職員の氏名は公表されているが、職員の座っている場所に関する情報は慣行として公にしていなるとともに、当該職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当しないため、法 5 条 1 号ただし書イ又はハに該当しない。また、当然に同条 1 号ただし書ロにも該当しない。

よって、座席表に記載された職員の氏名等を開示することは、公表されていない当該職員の座っている場所に関する情報を開示することにつながるため、職員の座席に関する情報を不開示とした原処分は妥当である。

また、非常勤職員の氏名については、特定の個人を識別できるものであり、法 5 条 1 号に該当するが、公表されておらず、同号ただし書イに該当せず、当然に同号ただし書ロ又はハにも該当しない。

よって、非常勤職員の氏名を不開示とした原処分は妥当である。

(2) 法 5 条 4 号及び 6 号柱書き該当性について

職員の座席に関する情報は、職員がどこに座っているかを特定できる内部管理情報であり、公にすることにより、何らかの不利益処分等の行政行為をある課室又は職員から受けた者から、当該課室又は職員を標的

とした嫌がらせや攻撃等が行われるおそれがあると認められ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当するため、職員の座席に関する情報は不開示が妥当である。また、内線PHS番号については、上記2(4)において述べたとおりである。

特に、職員の中には、武器輸出等に関する許認可や関税割当を行う等、機微な案件を扱う部署に在籍する職員がおり、これら職員の座席に関する情報を公にすることにより、これら職員を狙ったテロ等の犯罪を誘発し得る等、当該庁舎における防犯管理に支障を来し、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、また、これらの職員を標的とした嫌がらせや攻撃等が行われるおそれがあると認められ、法5条4号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月20日 審議
- ④ 同年2月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年7月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分を開示すべきであると主張し、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていたが、当審査会事務局職員をして確認させたところ、法5条2号イにより不開示とされた部分については開示することであるから、当審査会としては当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示とされた部分のうち法5条2号イにより不開示とされた部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。なお、当審査会は飽くまで審査請求について調査審議を行うものであり、原処分

において開示された部分は、当審査会の調査審議の対象となるものではない。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、経済産業省の座席表であり、本件不開示維持部分には、同省の各執務室内の配席等の状況に係る情報が記載されていると認められる。
- (2) 原処分時点において本件対象文書が書籍やウェブサイトに掲載されている事実の有無につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、そのような事実は確認できなかったとのことであった。
- (3) そこで検討すると、経済産業省が行う業務の内容等を踏まえれば、本件不開示維持部分の全部又は一部を公にすると、同省の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、同省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (4) なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記(3)のような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の行政機関の座席表等が開示された例があったとしても、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記(3)の判断を左右するものではない。
- (5) 以上より、本件不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子